

No.	質問	回答
1	「飲食業」「小売業」以外の業種は対象にならないのですか？	対象になりません。 限られた予算で実施する本事業の支援対象業種は、商店街へ来訪者の増加が期待できる「飲食業」と「小売業」であることを条件としています。また、「飲食業」や「小売業」でも商店街への来訪につながるインターネット販売のみや宅配サービスのみのお店は、対象になりません。
2	理髪店を出店して理容サービス以外に、シャンプー等の商品を販売しています。出店支援金の対象になりますか？	対象になりません。 主な業種が、「飲食業」または「小売業」であることが条件です。
3	市外に住所を有してる（法人：市外で本店登記をしている）のですが対象になりますか？	店舗が市内にある場合は対象になります。 なお、申請時に必要な住民税の「納税証明書」は、住所（本店登記地）がある自治体にてお取り寄せください。
4	令和8年3月31日に営業を開始しましたが、対象にならないのですか？	対象になりません。 令和8年4月1日以降に営業を開始したものが本支援金の対象です。 なお、店舗を借りた日が3月31日以前でも、営業開始日が4月1日以降であれば対象になります。
5	1カ月後に営業を開始する予定です。開店前に申請できますか？	開店前の申請はできません。 申請日時点で営業を開始していることが条件です。
6	2回目の申請（事業開始後6カ月）ができる基準日はいつになりますか？	営業開始日を基準にします。 例：営業開始が8月1日の場合、2月1日以降申請可能です。
7	自己所有の物件で事業を開始する場合は対象になりますか？	対象になりません。
8	新築物件の店舗も対象になりますか？	対象になります。 賃貸借契約を締結していることが要件です。
9	前入居者の退去後すぐ入居する場合でも対象になりますか？	対象になります。 店舗が利用されていない期間は条件にしています。
10	商店会が組織されていない地域で事業を開始した場合は対象になりますか？	商店会が組織されていない地域では、近隣の商店会または三鷹商工会に加入すれば対象になります。
11	商店会に加入したいのですが、どこの商店会に加入すればいいのでしょうか？	加入する商店会がわからない場合は、次の連絡先までお問い合わせください。 ◆三鷹市 生活環境部 生活経済課 新規出店者支援金担当 連絡先 0422-29-9615 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
12	市外から市内へ店舗を移転する場合は対象になりますか？	対象になります。
13	市内から市内へ店舗を移転する場合は対象になりますか？	市内から市内への移転は対象になりませんが、市内の既存店舗を開店維持（1年以上継続する見込みがあること）したまま市内の別の地域に新規出店する場合は対象になります。また、市内の店舗を閉店してから1年以上経過した場合の店舗移転は対象となります。
14	住宅兼店舗は対象となりますか？	対象となる場合は、経営者の住宅部分を店舗の用途（店員等による金銭の出し入れ、販売する物品の保管等）に使用せず、明らかに住宅部分と店舗部分とが用途上・構造上区分けされていることが確認できる場合です。 この場合は、申請時に店舗平面図の提出をお願いすることがあります。
15	事業開始後1年間以上継続できなかった場合は、支援金を返還する必要がありますか？	1年以上継続できなかった、できない状況に至った場合は、「Q11」の連絡先に報告ください。 申請日時点において、廃業または破産等を予定していた場合には、支給要件を満たさないため支給対象外となり、支援金を速やかに返還していただきます。

16	予算額（想定の支援金の件数）を超えても支援金はもらえますか？	予算の範囲内の支援金の支給になります。予算を超えた場合は受付終了となります。申請受付は先着順となりますが、同じ日（郵送の場合は消印）に複数の申し込みがあり、予算額を超える場合は同じ日の申請分から抽選となります。
17	創業や事業承継による加算を受けたい場合、支援機関の相談はいつまでに実施する必要がありますか？	申請日までに支援機関の相談を受けていることが加算要件となります。
18	指定期間内に創業・出店をしましたが、創業支援関係機関による支援を受けていません。創業加算の対象になりますか？	創業支援関係機関による支援を受けていない場合は、加算の対象外となります。（加算無しでの支給は可能です。）ただし、申請前に創業支援関係機関による支援を受けていただければ加算の対象となりますので、加算を希望される場合は、支援メニューを受けてからご申請をお願いします。
19	指定期間内に事業承継・出店しましたが、事業承継支援等関係機関による支援を受けていません。その場合、本支援金の対象及び事業承継加算の対象になりますか？	事業承継支援等関係機関による支援を受けていない場合は、本支援金の対象外となります。ただし、申請前に事業承継支援等関係機関による支援を受けていただければ本支援金の対象となるとともに、加算の対象にもなりますので、申請を希望される場合は、支援メニューを受けてからご申請をお願いします。
20	事業開始時に加算要件を満たしていなかったため、加算申請をしませんでした。6か月経過時までに加算要件を満たせば、加算申請することはできますか？	事業開始時に加算申請をしていない場合、6か月経過時に加算申請することはできません。創業または事業承継による加算を希望される場合は、事業開始時に加算申請をお願いします。
21	事業承継を契機に創業した場合、支援金の加算要件は「創業」と「事業承継」のどちらに該当しますか？	既存の店舗を引き継いで営業する場合、事業承継加算のみ対象となります。（創業加算の対象となるには、新たな賃貸物件に店舗を出店する必要があります。）
22	大手コンビニエンスストアのフランチャイズ事業者は、事業承継加算の対象となりますか？	支援金の申請は可能ですが、大企業が経営に関与しているため、事業承継加算については対象外となります。
23	飲食店を事業承継しましたが、営業許可証の名義が被承継者（事業を引き継がせた人）のままでも申請可能ですか？	被承継者の名義から更新されていない場合、申請できません。承継者の名義に更新されたものを申請書に添付してください。（営業許可証だけでなく、賃貸借契約書や登記簿謄本なども同様です。）